

入札監理小委員会  
第 39 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 39 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 6 月 17 日（火）17:30～18:25  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### ① 実施要項（案）の審議

- 牛乳乳製品統計調査（農林水産省）
- 生鮮食料品価格・販売動向調査（農林水産省）
- 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（農林水産省）

#### ② その他

### 3. 閉 会

#### <出席者>

##### （委 員）

小林副主査、逢見副主査、前原委員、廣松専門委員、椿専門委員

##### （農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課）

佐藤課長、吉田消費統計室長、北村課長補佐、増田課長補佐、澤田課長補佐

##### （農林水産省 大臣官房統計部 統計企画課）

岩崎課長補佐

##### （事務局）

中藤事務局長、熊埜御堂参事官、徳山企画官

(農林水産省・傍聴者入室)

○**小林副主査** それでは、ただいまから第39回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査、木材価格統計調査の3件の実施要項(案)について審議を行います。

なお、本日は統計調査分科会の廣松専門委員、椿専門委員にも審議に御参加いただきまので、よろしくお願いいたします。

本日は、農林水産省生産流通消費統計課佐藤課長ほかの皆様にご出席いただいております。3調査それぞれの実施要項(案)に関しまして、意見募集の結果や前回の審議を踏まえた実施要項(案)の修正点等について順次御説明いただきます。共通の論点もありますので、3調査の説明をまとめて聴取した後に質疑応答を行いたいと思います。御説明は合わせて30分程度でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**吉田室長** それでは、私は消費統計室の吉田でございます。牛乳乳製品と生鮮食料品~~の~~価格・販売動向の調査の関係について説明させていただきます。

まず、牛乳乳製品調査の関係でございます。先般、御審議いただきまして御指摘いただいた点、また意見募集で出された点、それからまた私どもとしても再度検討させていただいて修正いたす点等々ございますので、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、先般、審議御指摘いただいた点でございますけれども、基礎調査と月別調査、これは基礎調査の方は調査員調査であるとか、それから郵送調査、月別調査は郵送調査でやっています。調査も年1回とか、月別調査は毎月といった、そういった関係で性質が違うのではないかというようなことで、基礎調査の位置づけを整理をすべきではないかというような御指摘がございました。

あと、基礎調査では調査員が聞き取りを行うというような調査になってはいますが、そういった中で、農水省で今確保して調査員を使っていますけれども、それを今回の民間の事業の中にどのように組み込んでいくのか検討すべきでないかというような御指摘をいただきました。

それで、基礎調査も月別も一体調査の関係ですけれども、これは従来から農水省としまして、基礎調査は母集団整備でもありますし、基本的な生産力を把握する調査と、それから月別調査は生産動向を見ていく調査というようなことで、一体の調査として当省としても実施しておりますし、また、客体からもそういった一体の調査であるというようなことが受け止められているところでございまして、そういった調査を別々にやるということになりますと、客体の方から調査実施をすることについて効率的でないのではないかというような指摘等もされるというようなことも懸念されまして、そういったことでもありますので、この両調査については実施面ではいろいろ違うところがありますが、一体の調査として農水省としても行っていきたいというふうに考えてございまして、また、民間事業者の方にも協力しながら問題がないように進めてまいりたいと考えております。

それから、調査員の確保の件につきましては、要領にも書いてあります。要領の4ページの上の方ですね、イの③に「登録調査員名簿」というところの最後の行になりますけれども、これは民間事業者から調査員を利用したいというような要望が出てくるということも想定してございまして、そういった場合については民間事業者に紹介をするということ

考えております。もちろん、調査員の方の了解を得てということになりますけれども、そういった名簿を貸与することを考えておりますので、それを使っていただければと思っ  
ているところでございます。

それから、統計調査の質の関係のところ、基礎調査それから月別調査とも民間事業者  
の努力だけで 100%の調査票を回収するのは難しいのではないかとというような御指摘がご  
ざいました。先般もお答えさせてもらっていますけれども、当省としましては、民間事業  
者の努力だけを求めていくというふうに考えておりませんで、必要があれば農水省に報告  
をいただいて指示を仰ぐというようなことも実施要項では書いてございます。6 ページの  
上から 5 行目。それは基礎調査でございますけれども、②の月別調査は最後の方に書いてお  
りますけれども、民間事業者が自ら判断した場合には、農水省の指示を仰ぐことというふ  
うにしておりますので、そういったことから、当省としては 100%回収をお願いしたいし、  
回収できるように民間事業者とも協力しながら進めてまいりたいと考えております。

それから、ちょっとページは戻りますけれども、先ほどの 4 ページになりますけれども、  
業務内容の基礎調査のところ、回収した調査票の提出先を前回は全国の統計・情報セン  
ターというふうに指定してございましたけれども、これはセンターによっては客体の多いと  
ころ、それから少ないところもありまして、それを分けて民間事業者が行わなければいけ  
ないということで、手間がかかり過ぎるのではないかとというような御指摘がございま  
した。そういった点、効率的な方法を再考ということでございまして、一括して農水省に提出す  
ることを検討すべきではないかというような御指摘がございました。

それで、4 ページの下から 8 行目にありますように、調査票の提出先でございませ  
けれども、都道府県ごとに本省または調査客体が所在する地域を管轄する農政事務所等  
のどちらか 1 つを選択して提出いただくというようなことで、民間事業者が選択して提出  
できるように修正をいたしたところでございます。

それから、この業務の内容で、実施要項の中でいろんな規定と申しますか、型のはま  
った定型業務が多いように感じるということで、民間事業者の創意工夫を生かすところ  
はどいう部分があるのか。民間事業者から提案してほしいところを明らかにすべきでは  
ないかというような御指摘をいただきました。

4 ページになりますけれども、先ほど触れたところの少し上ですが、基礎調査の  
ところでは、調査用品の配布、調査票の作成方法のところ、従来による方法のほか、  
民間事業者の創意工夫によって設定をして、企画書にその具体的内容を記述して  
いただければということで、月別調査は次の 5 ページの一番上の行になります  
けれども、月別調査においてもそういった民間事業者の創意工夫を設定して  
いただきたいということで、明らかに明記をさせていただいたというところ  
でございまして。

それから、事業者を決める評価基準の関係でございまして、組織の専門性という  
ところで、12 ページの中ほどになります。業務の遂行に当たって、牛乳・乳製品の  
生産・流通関係の知識を有する職員を有しているかということで、基準に書か  
せていただいております。これについては、こういった牛乳・乳製品の生産流通  
の知識を有する方が業務に携わっていただかないと、調査票の回収を確  
実に、いわば 100%回収という点からして、調査の質を確保する上から、  
支障が生ずるということで、設定をさせていただいたところでござ  
います。

この点は、審議の中での先生の御指摘もございますし、また、意見募集の中でも、事業者を狭めるという話もありますし、意見募集の中では必須項目でなくて加点項目へ変更してもらえないかと、そういったような意見も出されたところでございます。

知識を有するところは、業務を経験するものを意味するということでは決してございませんので、学校とか研究機関等で習得した知識に基づきまして、業務を遂行していただくことも考えられますので、そういった点で進めてまいりたい。具体的な知識の内容等につきましては、紹介については入札説明会の中で承っていきたいというふうに考えておりまして、決して応札者に過重な負担を強いるものではないということ御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから謝礼の支給の関係でございます。これは、また戻って恐縮でございますけれども、8ページのところの中ほどになりますけれども、先般の説明の中では基礎調査につきましては調査方法によりまして、調査員による他計の場合には謝金は払わない。それから郵送による自計の場合は謝礼を支払うということで定めさせていただいていましたけれども、今回、民間事業者にやっていただく調査の方法は、創意工夫によっていろんな調査方法を選択できるというようなことでございまして、そうしますと、民間事業者に混乱を招くということもございまして、基礎調査の客体のうちから自計申告を行うものについては、記帳という負担をかけますので、そういった対象については謝金を支払うというふうに整理をしたわけでございます。8ページに書いてありますように、調査員が調査を実施した客体を除くすべての調査客体に対しまして、謝金を支払うというふうに修正したところでございます。

それから、最後になりますけれども、基礎調査につきまして、生産能力とかそういった情報を把握する調査でございまして、民間業者に見られたくないという、そういった事項があるということで、そういった部分はシールなどを張って、そういった工夫でもって月別調査と同じようなやり方でできないかどうかというような御指摘がございました。これにつきましては、先般も回答させていただきましたが、今後も検討させていただきたいということで御理解を承りたいと思います。

それから、意見募集で、信書の関係で指摘といいますか、郵送の場合は信書でお願いしたいというふうに記述をしておりましたけれども、信書につきましてはデータがプリントされているものにつきましては信書扱いということで、単なる調査票の送付については宅配便なりで対応していただくというようなことで、そういった点につきましては要項を修正させていただいているところでございます。

牛乳乳製品については以上でございます。

引き続きまして、生鮮食料品価格・販売動向調査で資料の2-2になります。

この評価の基準のところ、先ほどの乳製品でも御指摘いただきましたけれども、必修項目として設定をしていました組織の専門性については、こういった事項を置かないで、農水省が指導すればできるのではないかと、それから事業者がそういった面で狭まる恐れがあるというような御指摘がございました。

そういったことで、当方としましても、一般的な流通関係の知識を有しておればよいという理解をしておりまして、当省としてもそういった指導をしていきたいと考えています。そういった点から必須項目というふうにしておりましてけれども、加点項目に変更すると

ということで、13 ページの一番下の方になりますけれども、必須ではなくて、加点項目に変更をさせていただいたというところがございます。

それから、調査客体の選定の関係でございますけれども、5 ページの一番上の方になります。当初、現行の調査方法と同じように継続をしていただきたいということで、継続が困難な場合には客体の選定替えをお願いしたいということにしておりましたけれども、民間事業者もPOSデータを持っているといいますか、そういった関係企業とも付き合いもある。当初の継続でなくても、そういった客体を使うという道も開くべきではないかという御指摘かと思えます。

そういったことを踏まえまして、民間事業者の判断によって代替えの客体を選定するというふうに修正をいたしたところがございます。要項にありますように、調査客体の選定替えの必要性の有無を判断する。これは民間事業者にやっていただくということで明記したところがございます。

それとインセンティブの関係で、回収率で最低のラインを設けたということで、それを更に向上を求めるのであれば、インセンティブを与えることも検討すべきではないかという御指摘をいただきました。このインセンティブの付与につきましては、内容とか方法等、今後いろいろ検討しなくてはいけない点が多いということがありますので、今後、他省庁等の統計調査の市場化テストの動向も見ながら検討が必要かと考えており、そういった進め方で考えておりますので、よろしく御願い申し上げたいと思えます。

それから、最後になりますけれども、9 ページの中ほどに「業務遂行に当たり確保すべき質」のオのところ、事業報告書に実績回収率が目標回収率を下回った場合に分析報告していただくとか、前回の説明の中では、月別の回収率が月別目標率を下回った月が4 か月以上あった場合、それからデータの修正回数が6 回以上あった場合には事業報告書の中で分析をして報告をいただくというふうにしておりましたけれども、この点については9 ページのオの①にありますように、回収率が月別目標率を下回った月があった場合などは分析をして報告をいただき、データ修正回数等については削除させていただきました。

それから、意見募集では信書の関係がございまして、先ほどの牛乳乳製品と同様に信書の扱いを要項の中で修正をさせていただいたというところがございます。2 調査は以上でございます。

**○佐藤課長** それでは、生産流通消費統計課長の佐藤ですが、引き続きまして木材価格統計調査の関係について御説明させていただきたいと思えます。

木材価格統計調査の関係では、先日の委員会では5 点ほど指摘を受けたと思っております。順次御説明させていただきます。

まず、1 つ目は民間の創意工夫の関係で、その辺のところ、どこを取り組めばいいのかというのをもう少し明確にしたらどうかと、こういうようなお話がございました。うちの方の要項を見ていただきたいと思えますけれども、6 ページのところの業務内容のところでございます。

そのところで、民間事業者が実施する方法を設定する業務というようなことで、⑤の下の辺り、「このうち、」以下のところを明確にさせていただきました。調査関係用品の配付方法など5 点についてきちんと書いた上で、「なお、その他の業務についても、民間事業者の判断で実施方法を設定することは可能である」というようなことにして、その辺のと

ころを明確にさせていただきました。この関係で、8ページの(キ)だとか9ページの(コ)だとか(サ)だとか、そこら辺のところも必要な部分については整理をさせていただいております。

続きまして、契約金の支払いの関係、これは2つ目でございますけれども、時期だとか少し不明確ではないかというような御指摘を受けました。11ページの真ん中よりやや下ぐらいに「契約金の支払いについて」というところの部分がございましてけれども、先日はこの辺のところは2行ぐらいで割合簡潔に整理していたんですけれども、そこら辺のところを時期なり手順なりをきちんと明確化して順次書かせていただいております。その辺のところの対応をきちんとさせていただきました。

次に3つ目の点ですけれども、サービスの質というか、業務を遂行するに当たり、確保されるべき質ということで、回収率の問題が話題になりました。11ページ、むしろ、12ページの方をめぐっていただいた方がいかと思いますけれども、ウのところ、100%回収がきちんとできるのかどうかというようなお話でしたけれども、この辺のところは我々も、何というのでしょうか、この調査客体を決めるときに協力依頼はしますし、あるいはまた民間事業者が非常にやりにくいという場合には、そのときの対応というものも考えておりますので、100%回収することは可能だと考えておりますので、このウのところの記述については前回と同じにさせていただいております。

それから4つ目につきましては、このサービスの質の関係で、本当はもう少しインセンティブを与えられればいいのにと、こういうようなお話がありました。ただ、この辺のところは先ほどの2つの調査でもお話ししましたように、他省庁も含めた統計調査の市場化テストの動向も少し見ながら検討というか、御相談をさせていただければなというふうに思っております、特別の記述は考えておりません。

次に落札決定に当たっての評価基準というか、14ページぐらいのところの部分でございます。そのアの「必須項目審査」の2.2、組織の専門性の辺りのところ、どの程度必要なのかというような質問みたいなことがございました。我々からすれば、やはり調査票を確実に回収100%するとか、調査の質を確保するということになれば、やはり専門的な知識というか、その部分というのはある一定の部分というか最低レベルの部分があるのではないかとすることは前回の会議でも御説明したとおりでございます。

例えば日本林業の大ざっぱな、めぐる状況を知っているだとか、あるいは調査票に出てくる専門用語みたいなものが当然ありますというようなお話をしたかと思っておりますけれども、そういう知識をやはり持っていることは必要ではないかというふうに思っております。ただ、その辺のところがいわゆる林学というかそういうところの関係の学校で知識を習得していればいいだとか、あるいは先ほど話したような事柄を何らかの形で、例えば白書で勉強するだとかいろんな方法があるかと思っておりますけれども、そういうことで知っていれば十分ではないかと考えておりますので、その辺のところは入札説明会で十分説明させていただければ問題はないのかなというふうに思っております。応札者に過剰な負担を強いるものではないというふうに我々の方では判断をしているので、この辺のところは変更はございません。

それから、あとはパブリックコメントの方で3つほどの御意見というか御指摘がありました。この関係を説明させていただきます。1つは我々の方もオンライン調査システムと

いうのを利用拡大運用するということにしておるわけですけれども、その関係で、利用拡大をアピールした書類を追加していただきたいみたいな話がございましたので、具体的には4ページのところの上の方に、なお書き以下に「なお、20年1月からオンライン調査の導入に当たり」というふうにありますけれども、PR資料については、ちゃんと出していくというようなことで整理をしております。

それから、その次に、先ほどの説明のところにも信書便の話がございました。この辺の関係も調査票の調査項目が記入されればやはり他の調査と同様ですけれども、やはり信書扱いすることが相当だということで、郵送する場合には、みたいな表現で、例えば8ページで言えば、(キ)の①のところの「・」の前に「なお、調査票を郵送で回収する場合には信書便を利用することとか、そういうような表現で、必要なところを、8ページだとか9ページの方にも出てくるんですけれども、そういったところを整理しているところでございます。

最後に、やはり必須項目審査のところ、先ほども説明したんですけれども、必須ではなく加点項目にというようなお話がございましたけれども、それは何というのですか、先ほども説明したとおり、調査の質を確保するということになれば一定程度というか、そういうようなことは必要だというふうに考えておりますので、必須項目ということで出していきたいというふうに思っております。ただ、その際、そういう知識をどのように企画書で書けばいいのかというような質問も併せてございましたので、そのときにつきましては、先ほど話したような知識の習得というのを例えば、何というのでしょうか、白書で勉強したとか書物で勉強したとかいうことを企画書に書いてもらえば、私はいいいのではないかなと思っておりますので、そういうことについて説明していきたいなと思っております。

以上、委員会からの指摘あるいはパブリックコメントでいただいた指摘に対する回答ということで説明させていただきました。

**○小林副主査** ありがとうございます。共通する論点もいろいろ多くありますので、一括して質疑応答していきたいと思っております。特別この部分についてはという特定がございましたら、特定を付して質問していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○逢見副主査** 組織の専門性ということについて質問があります。3調査に共通することなんですけど、質の設定という意味で理解はいたしますが、たとえば今回ですと、生鮮食料品価格・販売動向調査については必須項目から加点項目に移りましたが、ほかは必須項目で残っているという形になっているということと、それから、それがなぜかということが1つです。

もう一つは、専門的な知識については経験を問うものではなくて、学校や研究機関で習得したものでよいということですが、先ほどの説明ですと、企画書に書くときに、書物で勉強したとか白書で勉強したという程度でもいいということですね。企画書で、白書で読んで勉強したという程度を証明すればいいのか、その程度のものであれば、わざわざ何か企画書に書かなくてもいいのではないのかという感じがして、まだ腑に落ちないというか、まだ釈然としないんです。求めているのがどこまでの知識なのか、もう少し客観的に要求すべき知識というのを示す方がいいのではないかと思うんです。



例えば木材価格統計でいうと、製材や製材品についての用語と業界をめぐる情勢とありますね。業界をめぐる情勢というのは一体どの程度のことを知っていれば情勢を知っていると言えるのか。応募する民間業者からいうと、どの程度のものが要求されているのかが理解できないのではないかと。その辺ついていかがでしょうか。

**○吉田室長** 生鮮食料品価格・販売動向調査については、必須項目を加点項目に変えましたけれども、これは生鮮食品の価格調査でございまして、有機栽培品がいくらで売っているとか、特別栽培がいくらとか、そういう価格調査でありますので、一般的小売店における販売状況といいますか、そういったものがわかればよろしいので、それは必須でなくても調査内容を指導すれば対応できるのかなというふうに考えています。

ただ、牛乳乳製品の調査の場合なんですけれども、これはいろいろ業者さんとのやりとりの中で、ただ調査を受けただけで、乳製品の状況といいますか、そういったことへの問い合わせ対応なり、調査協力を得るにしても、ただ統計調査に来ましたから調査しますというのではなかなか客体の理解も得にくいという点もございまして、そういう意味からしますと、いろんな生乳といいますか、生の牛乳からどういうふうな加工をされて、何ができる。今はバターが不足していますけれども、例えばバターは会社にとっては利益率が低いので処理ができませんとか、そういった一般的な知識を学校なり試験機関で勉強されたということがわかれば、我々も安心してお願いするというのでしょうか、お願いできる。

そういった面から、あと統計の利用の面からしますと、質の確保ということを守らなければいけないということになりますと、この辺は、必須にしたいなど。必須にしなくてはならないということで整理をさせてもらっております。

**○佐藤課長** 木材の方ですけれども、余り難しいことを要求するつもりはないんですけれども、前回も説明したとおり、調査票の中にはやはり専門用語みたいなもの、例えば「集成材」と書いてあったら、それは一体何なのかとか、「米ツガ材」といったらどういうものなのかとか、やはりそういう専門用語がまず一つあるというふうに思いますし、一般的な常識で言えば、やはり国産材と輸入材というのは大体どのぐらいの割合で日本では使われているのかとか、そういうぐらいのことはやはり最低限必要なのではないかと。だから、そういうものというのは何と言うのか、加点項目というわけにもいかないのではないかと。というのが我々の考え方でして、企画書で、こういうふうに勉強しましたと言ってもらえば、その中で判断したいというふうに思っておる次第でございまして。

**○廣松専門委員** それとの関係ですが、牛乳乳製品調査と、木材調査の該当部分は知識を有する職員を有しているかという書き方なんですけど、特に人数等を指定するわけではないんですか。

**○吉田室長** うちの方はありません。

**○佐藤課長** 特に何名必要だというふうには、そういった知識を持っている方がいらっしやれば結構だと。

**○小林副主査** 今のところの問題点というのは、つまり入札に参加する事業者にとって、専門知識というか専門のところというのがどのぐらいカバーされていればいいのかという明確なクライテリアがないといいますか、その部分ですごく参入、それがどのようにマイナスになっていくのかということが予想しにくいところがあるんだろうと思うんですね。だから、白書を読みましたとか、ある研究機関だか学校だかでどういうことをや

っているスタッフがいますとかとあって、そういうスタッフがどのぐらいの経験を有しているスタッフがいますとかと企画書に書かなければいけないのかとか、それがだからどういふふうに加点項目にしたところで、また、そこでもどういふふうの評価されるのかということがちょっとあいまいだということだと思ふんですね。

だから、入札説明会のときに御説明いただけるということなんだけれど、それが先ほど逢見委員が御質問されたように、白書を読めばいい、書いてあればそれでオーケーだということになると、それというのは何のクライテリアなんでしょうかといい、逆にクライテリアの意味を持つのかということになるのではないかと思ふんですね。そこはもう少し工夫というか、調査の質を高めなければいけないというときに、それが果たしている役割というのはやはりあるんだろうと思ふますし、農水省の御経験からもあるんだろうと思ふので、その部分をではどういふふうにかかせていくのかとあったところでの工夫というのが、もう一つ欲しいのではないかということだと思ふますけれども、いかがでしょうか。

**○佐藤課長** 正確にその知識を有している者みたいなことを判定しようとしているのではなくて、この事業を何か受けたいと、受けたいというがためにどういふことをしてきましたかということかを問うているのであって、したがって、そこのところがかきちんと出ていれば、私は構わないのではないかと思ふますけれども、あとは実際に受けた後に勉強するという手立てはあると思ふので、ただ、そこところが一つもないというよな回答をいただいたら、この間もお話ししたように、それはさすがに勘弁してくださいと言わざるを得ないということだと思ふので、そこところは入札説明会でよく説明させていただきたいと思ふます。

**○小林副主査** 例え、今更こんなことを言うのは申し訳ないですけれども、広く入札に参加していただきたいと、それで、事業を遂行するに当たってそういう知識がある、知識を持っていただきたいということであれば、それは何らかの例えセミナーであるとかトレーニングであるとかというのが企画書の中に盛り込まれているとか、そういうよな、そこに配置するスタッフにはこれこれこういうよな白書の勉強会を何回やりますとかというよな、そういう仕組みというよな、だから、企画書にどうやって書くかという問題、それをどうやって評価するかという問題になると、そういう何か工夫というのが必要なのではないかなというよなには思ふますけれども。

**○佐藤課長** 我々からすれば、100%回収だとか調査の質ということのためには、専門性を有するんだということか、その辺のところはやはり入札説明会でよく業者の方に御説明したいと思ふます。

**○椿専門委員** 恐らく今、例示はいろいろやられると思ふますけれども、常識的には今、小林副主査がおっしゃっていましたがけれども、業者からすれば研修を行って臨むとかそういう書き方が一番常識的な対応ではあるのではないかと思ふます。その研修を行うときの教材として、恐らくさつき課長がおっしゃられた白書とかそういうものは非常に重要な教材になるというよな、何かやはりその辺、少し入札説明会の中での例示説明に具体性を持って工夫していただくということは可能なのでしょうか。もうさつきからかなりそういう話が出てはいると思ふます、余りそれを、そこまで言うのは面倒の見すぎだというよなお考えなんではないか。

**○岩崎課長補佐** 済みません。統計企画課でございます。当方といたしまして、入札説明

会での小林副主査の御指摘にありますように入札参加者に説明に当たりましては、当面考えているのが、まず3点ございます。1点につきましては、先ほど来お話ししていますように、学校や研究機関等で学んで来た者を有しているか。2点目というのが牛乳乳製品関係に、業務に従事したことがあるか、もしくは林業関係に従事したことがあるか、それと3点目に関しましては、今、当方から御説明にありましたように、受注した後に、そのようなことと同様の研修を考えているか、もしくはやるつもりでいるか、みたいな3点がおよそそのところの入札説明会で当方から求めるべき項目であるというふうに現在のところ考えているところでございます。

**○小林副主査** その3点というのはすべてを満たすというわけではなくて、それらの1つが満たされていればいいというような言い方ですか。

**○岩崎課長補佐** はい。

**○熊埜御堂参事官** 少し事務局から補足をさせていただきますと、事務局で一番懸念しましたのは、この規定が参入障壁にならないかということところです。これは、職員でやってきた調査ですので、農林水産省さんの方の立場からすれば、全くどんな業者かわからない方が入ってこられて、この統計調査を担うということにはかなり強い懸念があるだろうと思うのです。一方では、その懸念を払拭するためにどこまでやればいいのかということについて、これは前例がないものですから、どこまでやったら合格であるとか合格でないとかいう話は非常に難しい議論になってしまうだろうということ、必須か加点かという議論よりも、どういうことを必要としているのかということところがポイントになると思っています。

これは、あくまで事業者に提案をしていただくことだろうと整理いたしまして、事業者から提案をさせること、入札説明会でちゃんとそういうことを必要としているのだから、と十分に説明をした上で、それを農水省としては、受けて、きっちり、今、3点ぐらい想定されることをおっしゃられましたけれども、こういうことを満たしていれば、当然これは必須項目については合格ですということ、を事前に事業者の方には伝えられるだろうと思っています。伝えられれば事業者の方は、そういうことであれば自分のところはクリアしているわけだからちゃんとやっていけるだろう。そこが明らかになってくれば、その次のステップに進んでいけるだろうということ、必須項目でこういうケースがいいのかどうなのかということところは事務局としてかなり懸念を持っているところなのですが、今回の場合につきましては、こういうことで農水省さんの御説明でも先ほどからありますように、事業者が入ってくることをことさらに妨げるものではないということでありまして、そういう具体的な入札説明会や入札の手続をまたフォローさせていただいた上で、今後、例えばほかの省、また農水省さんの同じような統計調査の中でどういうふうにやっていくのかについては検討していく必要があるということ、でよろしいのではないかとこのように考えているということでございます。とりあえず事務局としてはそういう整理をさせていただいて、本日に至っているというところでございます。

**○小林副主査** ありがとうございます。では、ほかの点についていかがでしょうか。

**○廣松専門委員** よろしいですか。

**○小林副主査** はい。

**○廣松専門委員** 牛乳乳製品の4ページの調査票の提出先のことなんですが、特に4ペー

ジのウの（ア）の「また」以下です。ちょっとこの文章がよくわからなかったんですが、「都道府県ごとに、本省又は調査客体が所在する地域を管轄する農政事務所等のどちらか1つ」と書いてあるんですが、具体的にはどういうことですか。

○吉田室長 提出は本省か、または各県を管轄している農政事務所に出していただきたい。ただ、出していただく内容は、あるところは県内ばらばらに分けて出されると困るので、県単位にまとめた扱いで出してほしいという趣旨で書かせてもらっています。

○廣松専門委員 いや、でも、普通に考えると、都道府県ごとにまとめたら、何か本省に一括して出すとか、そちらの方が何かずっと、あるいはここで「調査客体が所在する地域を管轄する農政事務所」というのは、これは県単位ですね。そうすると、結果的に本省に一括して出すか、都道府県ごとの農政事務所に出すか、どちらかということですか。

○吉田室長 事業者によって、例えば東京の在京の事業者であれば本省に出してもらった方がより効率的になろうというふうに言われますし、例えば地方にそういった組織を持っておられる事業所であれば、いちいちここに送るのではなく、最寄りのところを出していただく、そういった選択できるように分けさせていただいているということでございます。

○廣松専門委員 はい。わかりました。

○前原委員 非常に些細な質問です。調査員さんに民間に任せる場合も紹介しますという話でしたけれども、調査員さんの話を聞くと、表彰制度を非常に気にしておられる方が多い。表彰されると大変喜んでいらっしゃる方が多いようです。このような場合に表彰制度の中でのカウントをどのようにお考えになっていますか。

○吉田室長 表彰制度については、その調査に携わっていただいている、例えば5年とか10年とか、そういうタームでもって表彰をしていますけれども、そういったものがカウントできるのであれば、それは可能ではないかと。ちょっと私は制度上そういうことが可能かどうかというのはわからないで話しますけれども、そういったことが可能ではないかなというふうに私は理解しています。

○前原委員 何となく調査員の皆さんは気にしていると思うのです。官がやっているものなのか、これは別口で評価されないのか、されるのかということ結構気にしていると思います。その辺をはっきりした方がいいと思うし、できれば評価するような形で組み入れたらいいと思います。

○吉田室長 それは御意見だけ承っておいて、そういう方向で検討すればよろしいでしょうか。

○前原委員 はい。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○樫専門委員 今回の開放といいますか、関係するからなんですけれども、生鮮食料品で民間の方に代替標本の選定を任せて、民間のいろんな活力を使うというのは大変いい傾向だとは思いますが、最終的につくる統計の接続性というか、何というか、その辺りをうまくバランスを取るような形で、これは恐らく民間の方というよりは官の方が最後に対応しなければいけないことになるんだろうと思うんですけれども、何かその辺のところを留意しておいていただければというふうな、そういうようなことでございます。もともとある意味で有意抽出なので、そもそもどういふふうにかかるとかということに関してはいろんな問題があると思うんですけれども、バランスというか、その辺りを配慮しておい

ていただければと思います。

**○廣松専門委員** これは希望ですが、この牛乳製品および生鮮食料品等というのは恐らく、ここしばらくかなり変動が大きいというか、大きな動きがあると予想される。その意味で、今回これらの調査に関して、民間の事業者の人たちがそこを十分把握できるように、落札後でも構わないと思いますけれども、いろいろ農水省さんの方でも情報の提供とか、あるいは指導をやっていただければよい、是非よろしくお願いをしたいと思います。

**○吉田室長** 前回も説明をさせていただいたときにカバレッジ方式でやっていまして、それも具体的に行政の利活用から考えたときに、やはり100%回収をしなければいけないと、そういったことをございますので、民間業者に任せておけないというような、こちらの会議の情報提供なり協力をしながら、問題なくやっていかなければいけないということをおもっていますので、それは肝に銘じてやってまいりたいというふうに思っています。

**○逢見副主査** これも要望になるとと思いますが、100%調査票を回収するという点について、過去の実績がそうだから、当然その質を維持しなければならないということになるんですが、しかし、やはり参入しようとする事業者から見ると、非常に高いハードルに見えると思うんですね。ですから、そこは今まで実際に調査をやってきた中での経験やノウハウがうまく伝わっていくことによって、この質が維持できるという部分もあると思いますので、そこは民間事業者に渡したから後はおまえらの責任だということではなくて、いろんな形のアドバイスなり協力ということが示されるように、入札説明会でもそういう表現があれば、参入しようという気になってくるのではないかと思うんです。その辺をお願いしたいと思います。

**○小林副主査** ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何か確認すべきことはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私の方から確認の意味もこめてコメントいたします。

先ほど来、専門性の問題につきましては、いろいろ議論があったところでございますけれども、やはり民間競争入札において、競争性をやはり確保するという意味では、なるべく広く事業者の参加を、参入できるような条件を整えたいというふうに考えております。したがってその辺は入札説明会でも十分、先ほど御説明があったとおり説明していただきたいというふうに思います。

本3調査は複数年契約で年度をまたいで業務を実施する初めてのケースになりますので、契約金の支払い等事務手続の面で困難が生じることがないようにするとともに、調査の質を高めるといった意味でも民間事業者と十分に連携を取っていただいて、事業が円滑に進むように努めていただきたいと思いますということを強く要望したいと思います。

先ほどの回収率と質の部分ですけれども、その部分もやはり支援を十分に行っていただきたいというふうに要望したいと思います。

今回の事業につきましても、各調査とも、今回行う事業の実施状況等を十分に把握していただいて、それを踏まえまして次回の入札における落札者決定に当たっての評価基準をより適切なものとして設定していただく努力をしていただきたいと思います。

目標とする回収率と求めるサービスの質も合理的に設定することについても前向きに検討していただきたいと思いますというふうに思います。

牛乳製品の統計調査につきまして、基礎調査と月別調査ということでの関係について

審議の場で議論になったことも踏まえまして、今後、より効率的な事業の実施ということに向かって検討していただきたいと思います。

今回は若干ディスインセンティブが生鮮食料品の部分で導入はされましたけれども、インセンティブとディスインセンティブにつきましても今後さらに検討していただきたいというふうに思います。

今回、コメントいたしました事項につきましては必要に応じて統計調査分科会においても議論していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

今、申し上げましたことにつきましては、御了解いただけるという理解でよろしいでしょうか。

(農林水産省より「はい」と声あり)

**○小林副主査** それでは、これら3件の実施要項案についてはこれまで2回の審議を行ってまいりましたけれども、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと改めて小委員会を開催することはせず、本日いろいろいただきました意見も含めて実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告資料につきましては私に一任したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**○小林副主査** ありがとうございます。今後、実施要項(案)に何らかの疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了します。なお、次回の開催につきましては、事務局から追って御連絡いたします。本日は、ありがとうございました。

(終 了)